

令和2年度

教育委員会定例会
(2月)

令和3年2月4日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和3年2月4日(木) 午後3時
場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第29号 令和2年度鹿屋市一般会計補正予算(第12号)に係る意見の申し出について (P2)
- (2) 議案第30号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について (P6)
- (3) 議案第31号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について (P9)
- (4) 議案第32号 鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について (P12)
- (5) 議案第33号 鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正について (P16)
- (6) 議案第34号 鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱の一部改正について (P20)
- (7) 議案第35号 鹿屋市奨学資金条例の一部改正について (P25)
- (8) 議案第36号 鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について (P28)
- (9) 議案第37号 鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例の一部改正について (P31)
- (10) 議案第38号 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について (P34)
- (11) 議案第39号 鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱の一部改正について (P37)
- (12) 議案第40号 鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について (P42)
- (13) 議案第41号 鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正について (P45)
- (14) 議案第42号 鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正について (P49)
- (15) 議案第43号 鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部改正について (P52)
- (16) 議案第44号 鹿屋市社会教育委員の変更について (P58)

5 報告

- (1) 令和2年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について (P61)
- (2) 第73回優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)について (P62)
- (3) 第39回鹿屋市美術展について (P63)
- (4) 家庭教育講演会について (P64)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第 29 号

令和 2 年度鹿屋市一般会計補正予算（第 12 号）に係る意見の申し出について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 2 号）第 10 条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 3 年 2 月 4 日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和 2 年度鹿屋市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育委員会の所管に係る分について、市長に意見を申し出ようとするものである。

令和2年度3月補正予算の概要

【教育総務課】

1 補正の理由

学校保健特別対策事業費補助金申請に伴う増額補正と教育改革推進事業等について、入札執行残等により減額補正を行うもの

2 補正の内容

【歳出】

- | | | |
|---|-----|------------|
| (1) 教育委員会事務局経費
コロナ禍により県外出張及び研修等の中止等による減額 | 補正額 | ▲1,000 千円 |
| (2) 小学校学校管理経費
学校保健特別対策事業費補助金申請による増額 | 補正額 | 23,600 千円 |
| (3) 中学校学校管理経費
学校保健特別対策事業費補助金申請による増額 | 補正額 | 11,600 千円 |
| (4) 教育改革推進事業
統合記念式典未開催による減額 | 補正額 | ▲311 千円 |
| (5) 小学校施設整備事業
入札執行残による減額 | 補正額 | ▲8,876 千円 |
| (6) 小学校空調化推進事業
入札執行残による減額 (寿北小、笠野原小防音復旧事業) | 補正額 | ▲22,814 千円 |
| (7) 中学校施設整備事業
入札執行残による減額 | 補正額 | ▲1,900 千円 |
| (8) 中学校校舎増改築事業
入札執行残による減額 (鹿屋東中増築防音併行事業) | 補正額 | ▲1,837 千円 |
| (9) 中学校空調化推進事業
入札執行残による減額 (鹿屋東中防音復旧工事) | 補正額 | ▲1,000 千円 |
| (10) 鹿屋女子高等学校施設整備事業
入札執行残による減額 | 補正額 | ▲60,095 千円 |
| (11) 学校給食改革推進整備事業
入札執行残による減額 | 補正額 | ▲12,976 千円 |
| (12) 公立学校施設現年発生単独災害復旧事業
対象となる災害がなかったため、一部を減額するもの | 補正額 | ▲1,800 千円 |
| (13) 公立学校施設現年発生補助災害復旧事業
対象となる災害がなかったため、全額を減額するもの | 補正額 | ▲3,622 千円 |

(繰越明許費)

国の第3次補正予算に伴うもので、事業の執行に時間を要するため

- | | | |
|---------------|-------|-----------|
| (1) 小学校学校管理経費 | 繰越予定額 | 23,600 千円 |
| (2) 中学校学校管理経費 | 繰越予定額 | 11,600 千円 |

【学校教育課】

1 補正の理由

新型コロナウイルス感染症拡大により、鹿屋東中学校の修学旅行が中止になったことに伴うキャンセル料補助を行うための増額補正及び小学校スクールバス業務委託事業等について、実績等により減額補正を行うもの

2 補正の内容

【歳出】

- | | | |
|---|-----|------------|
| (1) 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助事業
生徒 293 人の一人当たり 15,000 円のキャンセル料補助 | 補正額 | 4,395 千円 |
| (2) 小学校スクールバス業務委託事業
スクールバス運行業務の実績による減額 | 補正額 | ▲9,365 千円 |
| (3) 中学校スクールバス業務委託事業
スクールバス運行業務の実績による減額 | 補正額 | ▲17,662 千円 |
| (4) 学校教育振興に要する経費
パソコンリース期間の短縮及び就学援助費実績による減額 | 補正額 | ▲25,331 千円 |
| (5) 教職員研修等推進事業
統合型校務支援システムリース期間の短縮による減額 | 補正額 | ▲9,460 千円 |
| (6) 鹿屋市奨学資金経費
奨学資金貸付金の実績による減額 | 補正額 | ▲5,184 千円 |
| (7) 総合的な学習推進事業
環境学習等の学習バス事業中止による減額 | 補正額 | ▲3,458 千円 |
| (8) 小学校水泳陸上記録大会事業
陸上・水泳記録大会中止による減額 | 補正額 | ▲1,667 千円 |
| (9) 中学校自然教室推進事業（集団宿泊訓練）
集団宿泊学習実施の減による減額 | 補正額 | ▲1,192 千円 |
| (10) 学校給食地産地消推進事業
給食の食材（牛肉・カンパチ）の提供実績による減額 | 補正額 | ▲4,157 千円 |

【生涯学習課】

1 補正の理由

市文化会館電気設備改修等について、入札執行残等により減額補正を行うもの

2 補正の内容

【歳入】

- (1) 地方債権満期償還金 補正額 10,000 千円
地方債権の満期（10年間）により元金が返還されたもの（大牟礼文庫基金分）
充当先：地域振興基金
- (2) 自主文化事業入場料収入 補正額 ▲300 千円
新型コロナウイルス感染症の影響で、「桜舞～花往きて～」を実施できなかったため
収入見込額（入場料）を減額するもの

【歳出】

- (1) 文化のまち鹿屋魅力アップ事業 補正額 ▲4,070 千円
新型コロナウイルス感染症の影響で、「桜舞～花往きて～」を実施できなかったため
- (2) 文化会館長寿命化事業 補正額 ▲39,688 千円
入札執行残による減額（電気設備改修等）

（繰越明許費）

市文化会館電気設備改修等が、当初予定より機材搬入等に時間を要するため

- (1) 市文化会館電気工事 繰越予定額 24,828,100 円
- (2) 市文化会館管工事外 繰越予定額 20,350,000 円
〔スプリンクラーポンプ修繕、防災監視盤修繕、舞台照明用電源設備修繕〕

【中央公民館】

1 補正の理由

新型コロナウイルス感染による、事業の中止及び入札執行残等による減額補正を行うもの

2 補正の内容

【歳入】

- (1) 市民講座実費徴収金 補正額 ▲799 千円
新型コロナウイルス感染拡大に伴う、講座参加者の減による減額

【歳出】

- (1) 公民館等各種講座経費 補正額 ▲1,700 千円
新型コロナウイルス感染による、高齢者大学等館外研修の中止（バス借上料）
- (2) 公民館等施設整備事業 補正額 ▲2,340 千円
入札執行残による減額（PCB 処分及び図書室移設業務委託）

議案第30号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について、教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

報告第2号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月1日提出

鹿屋市長 中西 茂

【省略】

議案第 31 号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 3 年 2 月 4 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

生涯学習課の分掌事務に追加項目が生じ、本規則の一部を改正したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第31条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術の振興に関すること。 (2) 自主文化事業に関すること。 (3) 文化団体の育成に関すること。 (4) 文化事業の共催又は後援に関すること。 (5) 生涯学習推進会議に関すること。 (6) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (7) 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関すること。 (8) 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関すること。 (9) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。 (10) 鹿屋市文化会館に関すること。 (11) 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。 (12) 鹿屋市立図書館に関すること。 (13) 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に関すること。 (14) 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に設置する図書室に関すること。 (15) 課内の庶務に関すること。 	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術の振興に関すること。 (2) 自主文化事業に関すること。 (3) 文化団体の育成に関すること。 (4) 文化事業の共催又は後援に関すること。 (5) 生涯学習推進会議に関すること。 (6) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (7) 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関すること。 (8) 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関すること。 (9) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。 (10) 鹿屋市文化会館に関すること。 (11) 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。 (12) 鹿屋市立図書館に関すること。 (13) 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に設置する図書室に関すること。 (14) 課内の庶務に関すること。

議案第32号

鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成19年鹿屋市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市学校規模適正化検討委員会開催要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「委員会」を「検討委員会」に、「置く」を「開催することに関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「（意見等を求める事項）」に改め、同条中「委員会」を「検討委員会」に、「検討し、学校規模適正化について必要な事項を教育長に提言する」を「協議検討し、教育委員会に意見等を述べる」に改め、同条第2号中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第3条の見出しを「（参加者）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会は、次に掲げる者のうちから、検討委員会への参加を求めるものとする。

第3条第6号中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（運営）

第4条 検討委員会の参加者は、その互選により検討委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 検討委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「委員会の」を「検討委員会の」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「委員会」を「検討委員会」に、「会長」を「教育委員会」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱 平成19年10月3日教育委員会告示第3号 鹿屋市学校規模適正化検討委員会開催要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 鹿屋市立小・中学校の適正配置及び適正規模の推進に当たり、有識者等の意見を反映させるため、鹿屋市学校規模適正化検討委員会（以下「<u>検討委員会</u>」 という。）を開催することに<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>意見等を求める事項</u>)</p> <p>第2条 <u>検討委員会</u>は、次に掲げる事項について協議検討し、<u>教育委員会に意見等を述べるものとする。</u></p> <p>(1) 鹿屋市立小・中学校の<u>適正配置等</u>に関すること。 (2) 前号に定めるもののほか、<u>教育委員会が必要と認めること。</u></p> <p>(<u>参加者</u>)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、次に掲げる者のうちから、<u>検討委員会への参加を求めるものとする</u></p> <p>(1) 学校、PTA等の関係者 (2) 町内会の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 高齢者団体の関係者 (5) 学識経験者 (6) その他<u>教育委員会が必要と認める者</u></p>	<p>○鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱 平成19年10月3日教育委員会告示第3号 鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 鹿屋市立小・中学校の適正配置及び適正規模の推進に当たり、有識者等の意見を反映させるため、鹿屋市学校規模適正化検討委員会（以下「<u>委員会</u>」 う。）を置く。</p> <p>(<u>所掌事務</u>)</p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項について検討し、<u>学校規模適正化について必要な事項を教育長に提言するものとする。</u></p> <p>(1) 鹿屋市立小・中学校の<u>適正配置等</u>に関すること。 (2) 前号に定めるもののほか、<u>教育長が必要と認めること。</u></p> <p>(<u>組織</u>)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから<u>教育長が委嘱する。</u></p> <p>(1) 学校、PTA等の関係者 (2) 町内会の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 高齢者団体の関係者 (5) 学識経験者 (6) その他<u>教育長が必要と認める者</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(運営)</p> <p>第4条 検討委員会の参加者は、その互選により検討委員会を進行する座長を定めるものとする。</p> <p>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(開催期間)</p> <p>第5条 検討委員会の開催期間は、1年間を目的とする。</p>	<p>(会長)</p> <p>第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p> <p>4 会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。</p> <p>5 会議は、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。</p> <p>(会議結果の報告)</p> <p>第7条 会長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、鹿屋市教育委員会教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別々に定める。</p>
<p>(運営)</p> <p>第4条 検討委員会の参加者は、その互選により検討委員会を進行する座長を定めるものとする。</p> <p>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(開催期間)</p> <p>第5条 検討委員会の開催期間は、1年間を目的とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 検討委員会の庶務は、鹿屋市教育委員会教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別々に定める。</p>	<p>(会長)</p> <p>第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p> <p>4 会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。</p> <p>5 会議は、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。</p> <p>(会議結果の報告)</p> <p>第7条 会長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、鹿屋市教育委員会教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別々に定める。</p>

議案第33号

鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱（平成23年鹿屋市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市教育委員会外部評価委員会開催要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「委員会」を「評価委員会」に、「置く」を「開催することに関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「（意見等を求める事項）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

評価委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、教育委員会に意見等を述べるものとする。

第2条第3号中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（参加者）

第3条 教育委員会は、教育行政の運営及び点検評価について優れた者のうちから、評価委員会への参加を求めるものとする。

（運営）

第4条 評価委員会の参加者は、その互選により評価委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 評価委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

第6条を削る。

第7条中「委員会の」を「評価委員会の」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「委員会の運営に関し」を「評価委員会の運営について」に、「委員長」を「教育委員会」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱 平成23年3月25日教育委員会告示第1号 鹿屋市教育委員会外部評価委員会開催要項</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検評価の客観性及び透明性を確保するとともに、簡素かつ効率的な教育行政運営の推進に ついて、外部の意見を求めるため、鹿屋市教育委員会外部評価委員会（以下「<u>評価委員会</u>」という。）を開催することに関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(意見等を求める事項)</u> 第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、教育長に意見等を述べ るものとする。 (1) 教育委員会が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、教 育委員会に評価結果を報告すること。 (2) 教育委員会所管の点検評価システムの構築及び運営について、必要な事項 を協議し、教育委員会に意見を述べること。 (3) その他教育委員会が必要と認める事項</p> <p><u>(参加者)</u> 第3条 教育委員会は、教育行政の運営及び点検評価について優れた者のうちか ら、評価委員会への参加を求めるものとする。</p> <p><u>(運営)</u> 第4条 評価委員会の参加者は、その互選により評価委員会を進行する座長を定め るものとする。 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しく</p>	<p>○鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱 平成23年3月25日教育委員会告示第1号 鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検評価の客観性及び透明性を確保するとともに、簡素かつ効率的な教育行政運営の推進に ついて、外部の意見を求めるため、鹿屋市教育委員会外部評価委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u> 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 教育委員会が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、教 育委員会に評価結果を報告すること。 (2) 教育委員会所管の点検評価システムの構築及び運営について、必要な事項 を協議し、教育委員会に意見を述べること。 (3) その他委員会が必要と認める事項</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、教育行政の運営及び点検評価について 優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(任期)</u> 第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

改正後

は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 評価委員会の開催期間は、1年間を目的とする。

改正前

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

議案第34号

鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱（平成23年鹿屋市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市地区学校統合推進委員会開催要綱

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「委員会」を「推進委員会」に、「置く」を「開催することに関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「(意見等を求める事項)」に改め、同条中「委員会」を「推進委員会」に、「協議し、その結果を教育長に報告する」を「協議検討し、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見等を述べる」に改める。

第3条の見出しを「(参加者)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会は、次に掲げる者のうちから、推進委員会への参加を求めるものとする。

第3条第4号中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(運営)

第4条 推進委員会の参加者は、その互選により推進委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「委員会の」を「推進委員会の」に改め、「、専門部会の庶務は鹿屋市教育委員会各関係課」を削り、同条を第6条とする。

第9条中「委員会の運営に関して」を「推進委員会の運営について」に、「会長が委員会に諮って」を「教育委員会が別に」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後

○鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱
 平成23年8月3日教育委員会告示第4号
 鹿屋市地区学校統合推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針(平成20年鹿屋市教育委員会策定)に基づき、鹿屋市立小・中学校の学校再編を推進することについて協議し、意見を聴取するため、学校再編の枠組(以下「地区」という。)ごとに鹿屋市地区学校統合推進委員会(以下「推進委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 校名、校章、校訓、校歌、標準服又は制服等に関すること。
- (2) 教育課程、学校行事、児童生徒交流等に関すること。
- (3) 学校、児童会又は生徒会、部活動等の組織に関すること。
- (4) 通学体制等に関すること。
- (5) P T A組織運営等に関すること。
- (6) 学校設備、備品の整備又は廃棄等に関すること。
- (7) 学校施設、跡地利用等に関すること。
- (8) 式典事業等に関すること。
- (9) その他学校再編に関すること。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、推進委員会への参加を求めるものとする。

改正前

○鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱
 平成23年8月3日教育委員会告示第4号
 鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針(平成20年鹿屋市教育委員会策定)に基づき、鹿屋市立小・中学校の学校再編を推進することについて協議し、意見を聴取するため、学校再編の枠組(以下「地区」という。)ごとに鹿屋市地区学校統合推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 校名、校章、校訓、校歌、標準服又は制服等に関すること。
- (2) 教育課程、学校行事、児童生徒交流等に関すること。
- (3) 学校、児童会又は生徒会、部活動等の組織に関すること。
- (4) 通学体制等に関すること。
- (5) P T A組織運営等に関すること。
- (6) 学校設備、備品の整備又は廃棄等に関すること。
- (7) 学校施設、跡地利用等に関すること。
- (8) 式典事業等に関すること。
- (9) その他学校再編に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員の数は、地区の状況に応じて別に定めることとし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

改正後	改正前
<p>(1) 学校、PTA等関係者 (2) 町内会関係者 (3) 学識経験者 (4) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める者</p> <p><u>(運営)</u></p> <p>第4条 <u>推進委員会の参加者は、その互選により推進委員会を進行する座長を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(1) 学校、PTA等関係者 (2) 町内会関係者 (3) 学識経験者 (4) その他<u>教育長</u>が必要と認める者</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。</u></p> <p>2 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p><u>(開催期間)</u></p> <p>第5条 <u>推進委員会の開催期間は、1年間を別途とする。</u></p>	<p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p>第5条 <u>委員会に会長及び副会長1人を置く。</u></p> <p>2 <u>会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>
<p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 <u>委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</u></p> <p><u>(専門部会)</u></p> <p>第7条 <u>会長が必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。</u></p>	<p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 <u>委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</u></p> <p><u>(専門部会)</u></p> <p>第7条 <u>会長が必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 推進委員会の庶務は鹿屋市教育委員会教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>推進委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>2 <u>専門部会の部会員は、会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。</u></p> <p>4 <u>第5条第3項及び前条の規定は、専門部会の運営について準用する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 <u>委員会の庶務は鹿屋市教育委員会教育総務課、専門部会の庶務は鹿屋市教育委員会各関係課において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。</u></p>

議案第 35 号

鹿屋市奨学資金条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市奨学資金条例の一部改正)

第8条 鹿屋市奨学資金条例（平成18年鹿屋市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第6条の6第1項中「委員長が毎年4月に」を「市長が毎年4月に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市奨学資金条例の一部改正（第8条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市奨学資金条例</p> <p>平成18年1月1日条例第188号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条の6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が毎年4月に招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>○鹿屋市奨学資金条例</p> <p>平成18年1月1日条例第188号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条の6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が毎年4月に招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

議案第36号

鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正)

第17条 鹿屋市教育支援委員会条例（平成23年鹿屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正（第17条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育支援委員会条例</p> <p>平成23年6月30日条例第20号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>○鹿屋市教育支援委員会条例</p> <p>平成23年6月30日条例第20号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

議案第37号

鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例の一部改正)

第21条 鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例（平成26年鹿屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市いじめ対策第三者委員設置条例の一部改正（第21条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市いじめ対策第三者委員設置条例 平成26年3月26日条例第4号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 第三者委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員 長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会 が招集する。</p> <p>2 委員のうち、重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する 者は、その審議に加わることができない。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。</p> <p>5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>○鹿屋市いじめ対策第三者委員設置条例 平成26年3月26日条例第4号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 第三者委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員 長が議長となる。</p> <p>2 委員のうち、重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する 者は、その審議に加わることができない。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。</p> <p>5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>

議案第38号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則（平成22年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

第14条第2項中「開催」を「招集」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 運営委員会の会議(以下「<u>会議</u>」<u>という。)</u>は、会長が招集する。<u>ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</u></p> <p>2 <u>会議は、毎学期招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。</u></p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>○鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 運営委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>会議は、毎学期開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。</u></p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>

議案第39号

鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱（平成26年鹿屋市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会開催要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「置く」を「開催することに関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「（意見等を求める事項）」に改め、同条中「意見」を「教育長に意見」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（参加者）

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 弁護士
- (2) 臨床心理士
- (3) 学識経験者
- (4) 学校、PTA等の関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

（運営）

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条中「委員長が委員会に諮って」を「教育長が別に」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会開催要綱</u> 平成26年3月26日教育委員会告示第4号</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 鹿屋市立学校が取り組んでいる信頼される学校づくりに向けた実施計画、実践内容等に対して、意見及び助言を求め、より信頼される学校づくりを推進するため、<u>鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会（以下「委員会」という。）を開催することに必要事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(意見等を求める事項)</u> 第2条 委員会は、各学校から出された次に掲げる事項について、<u>教育長に意見を述べ、又は助言を行う。</u></p> <p>3 (1) 学校活性化対策及び共通実践に関すること。 (2) 学校活性化及び不祥事防止を旨とした行事等の計画及び実施に関すること。 (3) 倫理観及び人権意識を高める校内研修の企画及び立案に関すること。 (4) 校内相談窓口等の点検及び工夫改善に関すること。 (5) 不祥事発生時における対策等に関すること。 (6) その他各学校から出された実施計画及び実践内容に関すること。</p> <p><u>(参加者)</u> 第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。 (1) <u>弁護士</u> (2) <u>臨床心理士</u> (3) <u>学識経験者</u> (4) <u>学校、PTA等の関係者</u> (5) <u>その他教育長が必要と認める者</u></p>	<p>○<u>鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱</u> 平成26年3月26日教育委員会告示第4号</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 鹿屋市立学校が取り組んでいる信頼される学校づくりに向けた実施計画、実践内容等に対して、意見及び助言を求め、より信頼される学校づくりを推進するため、<u>鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u> 第2条 委員会は、各学校から出された次に掲げる事項について、意見を述べ、又は助言を行う。 (1) 学校活性化対策及び共通実践に関すること。 (2) 学校活性化及び不祥事防止を旨とした行事等の計画及び実施に関すること。 (3) 倫理観及び人権意識を高める校内研修の企画及び立案に関すること。 (4) 校内相談窓口等の点検及び工夫改善に関すること。 (5) 不祥事発生時における対策等に関すること。 (6) その他各学校から出された実施計画及び実践内容に関すること。</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p>

改正後

改正前

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委員又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 臨床心理士
- (3) 学識経験者
- (4) 学校、PTA等の関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補次委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目的とする。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。</p> <p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が委員会に諮って定める。</p>

議案第40号

鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正)

第18条 鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例（平成23年鹿屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が招集される前に招集する会議は、市長が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正（第18条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例 平成23年6月30日条例第21号</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が招集される前に招集される会議は、市長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p>	<p>○鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例 平成23年6月30日条例第21号</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p>

議案第 41 号

鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第9条 鹿屋市青少年問題協議会設置条例(平成18年鹿屋市条例第195号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「指導育成保護」を「指導、育成、保護」に改める。

第3条を次のように改める。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とし、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

第4条第1項を次のように改める。

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正（第9条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市青少年問題協議会設置条例 平成18年1月1日条例第195号 (所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、15人以内とし、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>— — — — —</p> <p>(任期等)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって決める。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと</p>	<p>○鹿屋市青少年問題協議会設置条例 平成18年1月1日条例第195号 (所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるものうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 学識経験がある者</p> <p>(任期等)</p> <p>第4条 前条第2項第3号の規定による委員の任期は2年とし、その他の委員の任期はその職にある期間とする。ただし、前段の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって決める。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた</p>

改正後	改正前
<p>きは、その職務を代理する。</p> <p>5 協議会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時に委員を置くことができる。</p>	<p>ときは、その職務を代理する。</p> <p>5 協議会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時に委員を置くことができる。</p>

議案第42号

鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別紙)

(提案理由)

附属機関及び私的諮問機関の取扱いに関する指針に基づき、所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和3年2月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

(鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正)

第10条 鹿屋市文化財保護審議会条例(平成18年鹿屋市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関の会議の招集方法等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正（第10条関係）

改正後	改正前
<p>○鹿屋市文化財保護審議会条例 平成18年1月1日条例第206号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、<u>教育委員会が招集する。</u></p> <p>2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>○鹿屋市文化財保護審議会条例 平成18年1月1日条例第206号</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

議案第43号

鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）
第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市串良ふれあいセンター等の工芸室の整備に伴い、工芸室の使用料等について、
所要の規定の整備を行うもの

議案第 号

鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部改正について

鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部を改正する条例

(鹿屋市串良ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 鹿屋市串良ふれあいセンター条例(平成18年鹿屋市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表広場の項の次に次のように加える。

工芸室	1時間当たり	200円
-----	--------	------

(鹿屋市公民館条例の一部改正)

第2条 鹿屋市公民館条例(平成18年鹿屋市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表第2項作業場の部及び

陶芸館	区分	
	自主グループ	
	家庭教育学級生涯学習講座	

素焼き	本焼き
2,620円	5,240円
2,090円	4,190円

を削る。

別表第3項調理室の項の次に次のように加える。

工芸室	1時間当たり	200円
-----	--------	------

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市串良ふれあいセンター条例別表及び鹿屋市公民館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用等の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用等許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

(提案理由)

鹿屋市串良ふれあいセンター等の工芸室の整備に伴い、工芸室の使用料等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

鹿屋市串良ふれあいセンター条例の一部改正（第1条関係）

改正後		改正前	
鹿屋市串良ふれあいセンター条例 平成18年1月1日条例第90号 別表（第9条関係）		鹿屋市串良ふれあいセンター条例 平成18年1月1日条例第90号 別表（第9条関係）	
区分	使用料	区分	使用料
大会議室	1時間当たり 520円	大会議室	1時間当たり 520円
小会議室1	1時間当たり 260円	小会議室1	1時間当たり 260円
小会議室2	1時間当たり 260円	小会議室2	1時間当たり 260円
和室1	1時間当たり 360円	和室1	1時間当たり 360円
和室2	1時間当たり 190円	和室2	1時間当たり 190円
調理室	1時間当たり 200円	調理室	1時間当たり 200円
ホール	1時間当たり 790円	ホール	1時間当たり 790円
歴史民俗資料室	無料	歴史民俗資料室	無料
広場	1時間当たり 110円	広場	1時間当たり 110円
工芸室	1時間当たり 200円		
備考1	1時間未満の端数があるときは、1時間とする。	備考1	1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
備考2	営利を目的として事業等を営む場合に使用するときには、それぞれ使用料の10割増しの額とする。	備考2	営利を目的として事業等を営む場合に使用するときには、それぞれ使用料の10割増しの額とする。
備考3	使用者が特別の設備を作り、又は備付けの器具以外の器具を使用するときには、電気、水道料等の実費に相当する額を徴収する。	備考3	使用者が特別の設備を作り、又は備付けの器具以外の器具を使用するときには、電気、水道料等の実費に相当する額を徴収する。
備考4	冷暖房装置を使用するときには、それぞれ使用料の5割増しの額とする。	備考4	冷暖房装置を使用するときには、それぞれ使用料の5割増しの額とする。

鹿屋市公民館条例の一部改正（第2条関係）

改正後

改正前

○鹿屋市公民館条例
平成18年1月1日条例第196号

別表（第11条関係）

2 鹿屋市串良公民館別館の使用料

区分	使用時間		午後5時から午後10時まで
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	
別館	平日 入場料を 4,320円	平日 正午から午後5 時まで 6,480円	8,640円
大ホール	土・日・ 休日 徴収しな い場合 5,400円	土・日・ 休日 7,560円	10,800円
別館	平日 入場料を 8,640円	平日 正午から午後5 時まで 13,040円	17,320円
	土・日・ 休日 徴収する 場合 10,800円	土・日・ 休日 16,200円	22,720円
作業場 330円			760円

備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

○鹿屋市公民館条例
平成18年1月1日条例第196号

別表（第11条関係）

2 鹿屋市串良公民館別館の使用料

区分	使用時間		午後5時から午後10時まで
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	
別館	平日 入場料を 4,320円	平日 正午から午後5 時まで 6,480円	8,640円
大ホール	土・日・ 休日 徴収しな い場合 5,400円	土・日・ 休日 7,560円	10,800円
別館	平日 入場料を 8,640円	平日 正午から午後5 時まで 13,040円	17,320円
	土・日・ 休日 徴収する 場合 10,800円	土・日・ 休日 16,200円	22,720円
作業場 330円			760円

備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

改正後

- に規定する休日をいう。
- 2 使用時間は準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
 - 3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。
 - 4 冷暖房を使用する場合は、上表に掲げる使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
 - 5 入場料を徴収する場合は、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催物のことをいう。

3 鹿屋市串良公民館の使用料（別館及び分館を除く。）

区分	使用料
大会議室	1時間当たり 520円
小会議室 1	1時間当たり 260円
小会議室 2	1時間当たり 260円
和室 1	1時間当たり 360円
和室 2	1時間当たり 190円
ホール	1時間当たり 790円

改正前

- に規定する休日をいう。
- 2 使用時間は準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
 - 3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。
 - 4 冷暖房を使用する場合は、上表に掲げる使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
 - 5 入場料を徴収する場合は、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催物のことをいう。

陶芸館	区分	蒸焼き	本焼き
	自主グループ	2,620円	5,240円
	家庭教育学級生涯学習講座	2,090円	4,190円

3 鹿屋市串良公民館の使用料（別館及び分館を除く。）

区分	使用料
大会議室	1時間当たり 520円
小会議室 1	1時間当たり 260円
小会議室 2	1時間当たり 260円
和室 1	1時間当たり 360円
和室 2	1時間当たり 190円
ホール	1時間当たり 790円

改正後		改正前	
歴史民俗資料室	無料	歴史民俗資料室	無料
広場	1時間当たり 110円	広場	1時間当たり 110円
調理室	1時間当たり 200円	調理室	1時間当たり 200円
工芸室	1時間当たり 200円		
備考1	1時間未満の端数があるときは、1時間とする。	備考1	1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
備考2	使用者が特別の設備を作り、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、電気料、水道料等の実費に相当する額を徴収する。	備考2	使用者が特別の設備を作り、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、電気料、水道料等の実費に相当する額を徴収する。
備考3	冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。	備考3	冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

議案第44号

鹿屋市社会教育委員の変更について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年2月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市社会教育委員条例第3条に基づき委員を新たに委嘱したいため、本案を提出する。

鹿屋市社会教育委員の変更について

- 1 本人申出による解嘱委員（鹿屋市社会教育委員条例第3条）
 （解嘱日 令和2年12月31日）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	加藤 美咲	鹿屋青年会議所 (社会教育の関係者)	鹿屋青年会議所青少年育成委員会 委員長	令和2年6月1日 ~令和2年12月31日	

- 2 委員の解嘱に伴う補欠委員（鹿屋市社会教育委員条例第3条の2）
 （任期：令和3年1月1日～令和4年5月31日（前任者残任期間））

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	山本 憲一郎	鹿屋青年会議所 (社会教育の関係者)	鹿屋青年会議所青少年育成委員会 委員長	令和3年1月1日 ~令和4年5月31日	

鹿屋市社会教育委員（令和2年度～令和3年度）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	濱島 幸治	鹿屋女子高等学校 (学校教育関係者)	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 校長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
2	坂之上 辰志	小・中校長協会 (学校教育関係者)	鹿屋市立笠野原小学校 校長 (校長協会推薦)	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
3	谷 美和	小・中教頭会 (学校教育関係者)	鹿屋市立大黒小学校 教頭 (教頭会推薦)	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
4	船隈 康洋	市幼稚園協会 (学校教育関係者)	日の出幼稚園 園長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
5	上籠 司	鹿屋市町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
6	前田 昭一	輝北地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	輝北地域町内会連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
7	泊 義秋	串良地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	串良地域町内会連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
8	前田 昭紀	吾平地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	吾平地域町内会連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
9	小牧 エミ	鹿屋市PTA連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市PTA連絡協議会 副会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
10	宮下 恵子	鹿屋市子ども会育成連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市子ども会育成連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
11	増満 房子	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
12	芝原 亜矢	鹿屋市青年団協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市青年団協議会 会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
13	山本 憲一郎	鹿屋青年会議所 (社会教育の関係者)	鹿屋青年会議所青少年育成委員会 委員長	令和3年1月1日 ～令和4年5月31日	新
14	森元 順子	なごみの森福祉会 (家庭教育・青少年教育の関係者)	なごみの森福祉会 代表	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
15	福元 尚美	スクール・ソーシャルワーカー (家庭教育・青少年教育の関係者)	スクール・ソーシャルワーカー	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
16	川崎 大輔	鹿屋市商工会議所青年部 (家庭教育・青少年教育の関係者)	鹿屋市商工会議所青年部 副会長	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
17	鶴園 容子	かのや学校応援団ボランティア (家庭教育・青少年教育の関係者)	かのや学校応援団 代表	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
18	松永 太郎	学識経験者	「ヒメとヒコ」 演出家	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
19	山田 理恵	学識経験者	鹿屋体育大学 教授	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	
20	森山 多賀子	学識経験者	助産師、DV被害者支援の会アミーチ	令和2年6月1日 ～令和4年5月31日	

報告（1）令和2年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について

別 紙

報告（2）第73回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について

- 1 受賞館 花岡地区公民館
- 2 表彰式 令和3年2月25日(木) 午後
* 対面かオンライン（Zoomを使用して実施予定）
- 3 対面開催場所 文部科学省旧文部省庁舎6階講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）
* 花岡地区公民館は、オンラインで参加予定（中央公民館）
- 4 公民館の概要

昭和58年に開館以来、生涯学習講座(市民講座・短期講座・高齢者大学)や同好会の支援、生涯スポーツの普及活動を工夫しながら推進し、地域住民の生きがいきづくりや仲間づくり・健康づくりの機会を提供するとともに、潤いと活力ある地域づくりに寄与している。特に特色ある取組として鹿屋寺子屋事業(はなおか未来塾)を実施して、子どもの学習習慣の定着屋や郷土愛の育成、指導や見守りにあたる高齢者の生きがいきづくりに取り組んでいる。

また、地域ぐるみで学校を支援する学校応援団や生涯学習推進協議会の事務局も兼ねており、学校と地域をつなぐ役割も担っている。さらに、近隣の大隅青少年自然の家や鹿屋体育大学の施設や人を活用した事業・行事等を実施するなど地の利を生かしている。

「気づき、考え、実行する公民館活動」を館のキャッチフレーズに揚げ、市民の皆さんに親しみやすい（利用しやすい）施設運営をめざしており、昨年度の利用者は、15,000人を超えた。

5 その他

- * 鹿屋市のこれまでの受賞状況
 - ・鹿屋市中央公民館 (S52、H20)
 - ・串良町公民館 (H14) 合併前
 - ・田崎地区学習センター (H26)
 - ・高須地区学習センター (H28)
 - ・西原地区学習センター (H30)

別 紙

報告（４）家庭教育講演会について

1 趣 旨

主に市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の保護者等を対象に、家庭教育の抱える課題の解決に資する講演会を開催することで、家庭の教育力の向上を図る。

2 主 催 鹿屋市教育委員会

3 日 時 令和3年1月16日（土） 14：00～15：30

4 内 容 等

(1) 開催方法 オンライン開催

※ 参加者は、各自スマホやパソコンで視聴する。

※ 講話については、委託業者が録画配信。

(2) 講 師 今泉 マユ子 氏（管理栄養士/防災士）

演題『今から始めよう！災害時の備え～食と防災～』

(3) 対 象 者 市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校 高等学校・養護学校の保護者、一般市民

5 視聴回数

584回（事前申込者数 428人、アンケート提出者 317人）

6 アンケート感想（抜粋）

- ・ 防災には、もともと興味があり、受講したい内容でした。防災食やローリングストックなど、言葉は聞いたことがあっても詳しくは知らなかったもので、すごく勉強になりました。
- ・ 今回初めてオンライン講演会に参加しました。子どもが小さいこともありオンライン開催は、大変助かりました。また、小学生の子どもと一緒に視聴することができ、子どもへの家庭学習の良い機会にもなりました。
- ・ オンライン講演会は、聞き逃した時も戻って見ることができ、メモを取りながら視聴することができるので、とても分かりやすかったです。
- ・ オンライン開催で良いとは思いますが、Wi-Fi環境がない人は受講しづらいと思います。

7 その他



災害食の調理実演の様子
様々な災害食レシピが紹介されました。

自宅で視聴されている様子



